

○埼玉県警察広報官の設置に関する訓令

平成 29 年 3 月 21 日

警察本部訓令第 9 号

警 察 本 部 長

埼玉県警察広報官の設置に関する訓令を次のように定める。

埼玉県警察広報官の設置に関する訓令

(趣旨)

第 1 条 この訓令は、埼玉県警察広報官（以下「広報官」という。）の設置に関し、必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第 2 条 埼玉県警察本部に、広報官を置く。

2 広報官は、総務部広報課の警視の階級にある警察官又はこれと同等の職にある事務職員をもって充てる。

一部改正〔令和 7 年第 29 号〕

(任務)

第 3 条 広報官は、総務部広報課の所掌事務のうち、報道連絡及び報道機関との調整に関する事務を掌理する。

附 則

この訓令は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 7 年 5 月 14 日警察本部訓令第 29 号）

この訓令は、令和 7 年 5 月 14 日から施行する。